

# 軽井沢町で建築物を建築する皆様へ

長野県景観条例において、軽井沢町のほぼ全体を、信州の景観の骨格をなす地域として、景観重点育成地域「浅間山麓重点地域」に指定しています。当該地域内は、大きく3つの地域（都市地域、沿道地域、山地・高原地域）に分かれており、それぞれ以下7つの項目について、「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」により基準を定めています。

- |                             |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 配置    | <input type="radio"/> 色彩             |
| <input type="radio"/> 規模    | <input type="radio"/> 敷地の緑化          |
| <input type="radio"/> 形態・意匠 | <input type="radio"/> 特定外観意匠に関する付加基準 |
| <input type="radio"/> 材料    |                                      |

軽井沢町では、床面積 20 m<sup>2</sup>以上の建築物の建築等をする場合、長野県景観条例の届出を工事着手の**30 日前までに提出する必要があります**。

当該届出において、特に必要なことをまとめたので、ご参考にしてください。

- 届出書提出部数 4部（正本、副本、縦覧用、軽井沢町の意見確認用）
- 提出先 軽井沢町役場
- 提出書類 様式第1号「景観計画区域内における行為の届出書」
- 添付書類

添付図書	記載内容等
<input type="radio"/> 付近見取り図	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・届け出に係る敷地の位置 など
<input type="radio"/> 現況写真	・カラー写真 ※ 複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。（写真には、当該敷地を明示すること。）
<input type="radio"/> 配置図	・縮尺 ・方位 ・敷地の形状および寸法（ <b>山地高原地域の場合、高低</b> ） ・届出に係る建築物、工作物と既存建築物の位置・ <b>高さ（山地高原地域の場合）</b> ・敷地に隣接する道路の位置及び幅員 ・建築設備 ・ <b>植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数</b> ・駐車場、照明その他の外構施設の位置、材料 ・ <b>現況写真の撮影位置及び方向</b> など
<input type="radio"/> カラー立面図 (2面以上)	・縮尺 ・方位 ・開口部、建築設備及び屋外広告物等の位置及び寸法 ・ <b>外構部分の構造、材料及び色彩</b> その他の意匠と寸法 ・ <b>外構部分に施す色彩と同一の色彩による彩色 ・色彩のマンセル値</b>

※ 縦覧にも供する書類ですので、上記以外の**個人情報を含む図書の添付（平面図、断面図、登記簿等）は避けてください**。

※ 届出書の提出にあたり添付書類の**太字の部分**は、未記載で指摘をすることが多い箇所となっていますので、**記載漏れがないよう注意してください**。